

個人情報保護基本法(案)

目次

第一章	総則(第一条 第三条)
第二章	基本原則(第四条 第十一条)
第三章	法制上の措置等(第十二条 第十三条)
第四章	個人情報の保護に関する施策等
第一節	国及び地方公共団体の責務及び施策等(第十四条 第十六条)
第二節	個人情報の保護に関する基本方針(第十七条)
第三節	苦情処理のための措置(第十八条 第十九条)
第五章	雑則(第二十条 第二十二条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、政治、経済、文化等の諸領域における国際的な相互依存関係の急速な発展、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることと等個人情報をめぐる国際環境、社会環境及び技術環境が大きく変化してきていることにかんがみ、本人による個人情報の管理に関する権利が個人の尊厳に由来する人格利益の尊重の理念に基づくものであることを確認するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則、国の行政機関等及び特定個人情報データベース取扱営業者に係る法制上の措置並びに政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項等について定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この法律において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を

【名称】

この法案は、今後の個人情報保護法制の理念と基本となるべき原則を定める「基本法」である。この基本法を指針として各分野及び各業界の個別的な個人情報保護法が制定されるべきことを規定している。

【目次】

詳細な義務規定等は各分野及び各業界ごとの特殊性に合わせた個別法で定めるべきとの観点から、政府案の第五章「個人情報取扱事業者の義務等」(義務規定の章)を全面削除して留意。

【第一条】

政府案では、法律制定の動機について、「高度情報通信社会の進展」のみを特記しているが、本法案では、国際的相互依存関係の発展といった例示を追加しつつ、国際環境・社会環境・技術環境などのより幅広い観点からのものであることを明記している。

政府案にあった「個人情報の有用性」を削除し、個人情報をあらたな「資源」としてとらえる見方を排除している。その「有用性」については分野ごとの個別法でその取扱い規則を定める際に考慮されるはずだからである。

より重要なことは、個人情報の本人による自己管理権に言及し、これが憲法の定める「個人の尊厳」に由来するものであることを明記している点である。

【第二条第二項】

政府案では「電子計算機以外の方法で容易に検索することができるシステム」について政令委任しているのに対し、本法案では、恣意的な政令制定の余地を減ずるため、この法律の解釈として導き出せるようにしている。

電子計算機その他の方法により容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この法律において「国の行政機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の行政機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 四 特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十二号）第四条第十五号の適用を受けるものをいう。以下同じ。）

4 この法律において「特定個人情報データベース取扱営業業者」とは、個人情報データベースを営利の目的をもって事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 次の各号に掲げる者であつて、専ら次の各号に掲げる目的をもって個人情報データベースを取り扱うもの
- イ 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関その他報道又は評論の事業を行う団体又は個人（報道又は評論に係る出版事業を行う団体又は個人を含む。）
- ウ 政治、経済、文化その他公共的な事項に関して報道し、又は評論する目的
- ロ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに従事する者
- エ 学術研究の用に供する目的
- オ 宗教団体
- カ 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- キ 政治団体
- ク 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- ケ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定める者

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（この法律の解釈及び運用等）

第三条 この法律及びこの法律に基づいて制定される個人

【第二条第三項】

のちの条文で使いやすくするため
に、新たに「国の行政機関等」とい
う名称（略称）を設けている。

【第二条第四項】

政府案は個人情報を「業として」
反復継続的に「取り扱う者すべてを
個人情報取扱事業者」として法の対
象にしているのに対し、本法案では
「特定個人情報データベース取扱営業
業者」という定義を設け、多数の個人情
報を「営利の目的をもって事業の用
に供している者」「限定している」。

したがって営利を目的としない個
人の活動やNPO法人などの非営利セ
クターはこの法律の適用対象から除
外されることになる。個人情報保護
の必要性が生じた理由を考えれば、
当然の規定である。

【第二条第四項第一号イ】

報道機関等について、本法案では、
そもそも基本原則をはじめとしたこ
の法律の適用対象それ自体から除い
ている。

その際、例示した報道機関ばかり
ではなく、出版社を含め、同様の活
動に携わる団体や個人をも除外する
旨を明記した。

ただし、「報道又は評論に係る出
版事業」と限定したのは、悪質な名
簿業者等の自称「出版事業者」を本
除外規定から排除するためである。
なお、後出「基本原則」でも「差別
の排除」を謳っている。

【第二条第四項第二号】

「小規模事業者」規定は、営利事
業者であつても、家内営業者等を規
制対象から除外することを想定して
いる。

情報保護のための個別法（第十二条及び第十三条に定める法制上の措置に基づいて制定される法律をいう。次項及び附則第二項において同じ。）は、個人情報が個人のプライバシーその他の人格的及び財産的権利利益に密接に関わるものであることにかんがみ、日本国憲法の規定する個人の尊厳に由来する人格尊重の理念の下に、本人が、自己に係る個人情報のみだりに公開されず、かつ、その侵害を未然に防止する等の観点から当該個人情報の内容及び収集、利用等に関して管理する権利を有するとともに、その理念に基づいて、解釈し、及び運用されなければならない。

2 この法律及びこの法律に基づいて制定される個人情報保護のための個別法は、報道の自由を含む表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由が、民主主義社会にとって不可欠なものであり、日本国憲法が保障する基本的な人権であることにかんがみ、個人であると法人その他の団体であるとを問わずに、これらの日本国憲法が保障する諸自由に基づいて行われる行為を制限するものと解釈してはならない。

3 前条第四項第一号に掲げる者は、前二項に定めるとともにこの法律の趣旨にのっとり、自主的に、その行う事業の内容及び特殊性に応じた個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本原則

（基本原則の遵守）

第四条 国の行政機関等及び特定個人情報データベース取扱事業者は、次条から第十一条までに定める基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

（利用目的による制限）

第五条 個人情報、その利用の目的が明確にされるときもに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない、当該目的が達成されたときは速やかに廃棄されなければならない。

（適正な取得）

【第三条】

この規定はいわゆる解釈規定であるが、本法案の精神を現すものであり、本法案の特徴のひとつである。

まず第一項では個人情報の本人による自己管理権について、第二項では報道表現の自由等の重要性について言及しているが、これらについての解説は不要であろう。

第三項では、本法案の適用対象から除外されている報道機関等について、より信頼感のある活動を促すため、個人情報保護のための自主的取り組みの必要性を喚起している。

【第四条】

政府案では、個人たると法人たるとを問わず、また、事業者であるとして一回限りで個人情報を取り扱う者であるかを問わずに、およそ「個人情報を取り扱う者」すべてに対して、基本原則の遵守義務をかけているが、本法案では、「国の行政機関等」と第二条（定義）第四項で限定した「特定個人情報データベース取扱事業者」に対してだけ（つまり、第十二条、第十三条（地方公共団体については第十五条第二項）において個別法の対象となり得る者に対してだけ）、基本原則の遵守義務をかけることとしている。

つまり、本法案は「およそあらゆる個人情報の取扱いに関する基本法」ではなくて、「個別法制定に関する指針を示す」という意味での基本法」という位置付けになっている。重要かつ緊急の政策表明として、十分に合理性を有する規定である。

【第五条】

より適正な取扱いを期すため、政府案にはない「廃棄」規定を盛り込んでい

第六条 個人情報、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

(正確性の確保)

第七条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(差別の排除)

第八条 個人情報は、不当な差別的取扱いを助長し、又は助長するおそれのある事項を、その内容に含んではならない。

(安全性の確保)

第九条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

(透明性の確保)

第十条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

(国際的移転の制限)

第十一条 個人情報の外国への移転に当たっては、当該外国においてこの法律と同一又は類似の個人情報の保護措置が講じられている場合でなければ、その移転がなされないようにしなければならない。

第三章 法制上の措置等

(国の行政機関及び独立行政法人等に係る措置)

第十二条 国は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人及び特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報データベース取扱業者に係る措置)

【第八条】
政府案にはない基本原則で、OECD、EU、国連人権委員会などの国際的ガイドラインに沿って本法案で追加したものである。

【第十一条】
これも、第八条とともに、政府案にはない基本原則で、国際的ガイドラインに沿って本法案で追加したものである。

【第十二条】
この規定にのっとり、行政機関の個人情報保護法と独立行政法人等の個人情報保護法が個別法として制定されることとなるわけであり、現に提出されている政府案は、これに基づいて制定されるものと位置付けることになる。政府案の規定(第十一条第一項第二項)と同じである。

第十三条 国は、特定個人情報データベース取扱業者のうち、金融取引、医療、電気通信の事業を行う者その他の個人の権利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある者について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、第三条に定めるこの法律の解釈及び運用に関する基本的考え方に特に配慮し、かつ、第五条から第十一条までに定める基本原則にのっとり、その対象とする特定個人情報データベース取扱業者が取り扱う個人情報の量、内容の機密性、漏えい等不適正な取扱いによる被害の程度等を勘案し、実効的かつ柔軟な仕組みとなるようにしなければならない。

3 第一項の措置が講じられるまでの間において、特定個人情報データベース取扱業者の団体が、その業務の対象となる特定個人情報データベース取扱業者の個人情報の取扱いに関して、第五条から第十一条までに定める基本原則にのっとり、当該特定個人情報データベース取扱業者の行う事業の内容及び特殊性に応じた個人情報の適正な取扱いの確保のための措置を講じようとする場合には、政府は、これを支援するための措置を講ずるものとする。

第四章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 国及び地方公共団体の責務及び施策等

(国の責務及び施策)

第十四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、特定個人情報データベース取扱業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務及び施策)

第十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、

【第十三条第一項及び第二項】

これらの規定にのっとり、特定個人情報データベース取扱業者(いわゆる民間事業者)を対象とした個別法が制定されることになる。

とりわけ国際的にも個人情報保護の緊急性が指摘されている金融取引医療電気通信の三分野を例示することにより、早急にこれら分野の特殊性に配慮した実効的な個別法制定を促す根拠となるものである。

なお、政府案にはこの三分野の例示等はなく、各方面からその実効性が疑われている。

【第十三条第三項】

各分野ごとの個別法が制定されるまでの間は、それぞれの業界の自主規制に委ねることを明記し、これによって、個人情報保護のよつに、重要かつ緊急である一方、きめの細かい対応が必要な課題に対しては、政府案のよつな包括法方式では実効性のないことを明らかにしている。

その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報の保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の特定個人情報データベース取扱事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の協力)

第十六条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第二節 個人情報の保護に関する基本方針

第十七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人及び特殊法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 特定個人情報データベース取扱事業者が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三節 苦情処理のための措置

(国の講ずる措置)

第十八条 国は、個人情報データの取扱いに関し国の行政機関等又は特定個人情報データベース取扱業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るため、苦情処理のための第三者機関の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の講ずる措置)

第十九条 地方公共団体は、個人情報データの取扱いに関し特定個人情報データベース取扱業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(施行の状況の公表)

第二十条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第二十一条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

【第十八条】

この第三者機関については内閣府の外局として設置することが考えられようが、「第三者機関」である以上は、その所掌事務及び権限等の独立性は当然に要求されることとなる。別途設置法において措置されることとなる。

また、政府案と異なり、本条の苦情には「取扱業者と本人」との間のトラブルだけでなく、「国の行政機関等と本人」との間のトラブルも含まれている。だからこそ、苦情処理機関の「第三者性」が強く求められのである。

なお、政府案第三十六条に規定されている「取扱事業者による苦情処理」や、これに関する「認定」の制度（同四十二条）のような制度については、その妥当性をも検討した上で、個々の分野ごとに制定される個別法において規定されるべき事項であり、本法案では触れていない。

……

第二十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この法律及びこの法律に基づいて制定される個人情報保護のための個別法の規定については、それぞれの法律の施行後三年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附則第二項】

いわゆる「見直し条項」である。この法律及び個別法に盛り込まれた施策は完璧なものではないので、施行後、しっかりと「政策評価」を行ない、不具合があれば制度設計を練り直しなさい、という規定である。

……

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第六十一号を第六十二号とし、第三十九号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 個人情報保護に関する基本方針(個人情報保護基本法(平成十四年法律第 号)第十七条

第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に
関すること。

第十一条中「第三項第六十号」を「第三項第六十一号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を「、市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「(昭和四十八年法律第二百一十号)」の下に「及び個人情報保護基本法」を加える。

附則第一条ただし書中「第四条第三項第五十三号」を「第四条第三項第五十四号」に改める。